

2021年1月度留学生説明会 卒業後の在留資格について

今回は、みなさんの卒業後の進路に応じた在留資格の変更または更新について説明します。なお、ホームページの「外国人留学生ガイドブック」にも説明があります。

1. 卒業後帰国する場合

帰国の準備などのために、在留資格「留学」の期限が過ぎても日本にしばらく滞在しなければならない場合は、すぐに「留学」から「短期滞在」など、適切な在留資格に変更してください。この場合、申請できる滞在期間は最長90日です。なお、大学を卒業した後は、「留学」の在留資格が残っていても、法律上は3か月が経過すると在留資格取消しの対象となりますので、速やかに帰国してください。「短期滞在」の在留資格へ変更するには、住居地の出入国在留管理局へ行き、「在留資格変更許可申請書」を提出してください。詳しくは下記を参照してください。

◆法務省：在留資格変更許可申請（法務省トップページ＞申請・手続・相談窓＞行政手続の案内＞出入国管理及び難民認定法関係手続）

<http://www.moj.go.jp/ONLINE/IMMIGRATION/16-2.html>

※新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、現在多くの国で、入国のための追加手続きが必要になっています。詳しくは、各国在日公館（大使館・領事館）に問い合わせてください。

【在留資格関連以外の必要手続き】

卒業後帰国する場合には在留資格（ビザ）に関するものの他に、次のような手続きが必要です。

・医療保険の解約

国民健康保険は、居住する市区町村役所で解約し、保険証の返還、保険料の清算をしてください。また、「マイナンバー通知カード」または「マイナンバーカード」は、交付された市区町村役所へ返還してください。

・その他解約手続き

住居契約の解約手続きを行ってください。また、電気・ガス・水道・電気・携帯電話などの解約手続きを行い、料金を精算した上で、銀行口座の解約も行ってください。

2. 卒業後日本で就職活動を継続する場合

「留学」の在留資格を持つ学生が、就職活動のため卒業後も引き続き日本在留を希望する場合、大学の推薦（推薦状発行）があれば、就職活動を行うための在留資格（「特定活動9」、在留期間6月）への変更が認められ、更に1回の在留期間の更新（合計で最長1年）が認められます。詳しくは下記を参照し、申請に必要な書類など準備した上で、出入国在留管理局で申請手続きを行ってください。

◆法務省：特定活動9

http://www.moj.go.jp/ONLINE/IMMIGRATION/ZAIRYU_HENKO/zairyu_henko10_21_10.html

なお、卒業する大学生が就職活動を継続する場合は下記の書類も必要です。

①直前まで在籍していた大学の卒業証書（写し）又は卒業証明書

※在留資格期限が卒業式の直後（3月末）に切れる場合は、卒業見込み証明書を準備し、仮手続きを済ませた後、卒業後に卒業証明書を提出してください

②直前まで在籍していた大学による継続就職活動についての推薦状

本学では、申請者が次の全ての条件を満たすことを確認し、審査の上、推薦状を発行します。

- ・日本語能力試験 N2 または BJT ビジネス日本語能力テスト 400 点以上を取得していること。
(推薦状発行時に取得した資格の証明書コピーを提出すること。)

＜参考＞2019年6月より、日本語能力試験 N1 または BJT ビジネス日本語能力テスト 480 点以上の取得者は、日本語を用いた円滑な意思疎通を要する幅広い労働に従事できるように、在留資格「特定活動」による入国・在留が認められています。そのため本学としても、在学中に N1 を取得することを推奨しています。詳しくは下記を参照して下さい。

◆留学生の就職支援に係る「特定活動」(本邦大学卒業者)についてのガイドライン
(出入国在留管理庁トップページ＞公表情報＞各種公表資料＞在留資格関係)

http://www.moj.go.jp/isa/publications/materials/nyuukokukanri07_00038.html

- ・CDC に進路カードを提出し面談を受けること。以降も CDC の呼び出しに応じること。
- ・進路登録で日本での就職の意思を明確にすること。
- ・在学中に継続して就職活動を行い、3 社以上の企業訪問を実施し、都度 CDC に書面で報告を行っていること（事後の提出は不可）
- ・福岡新卒ハローワークまたは福岡県留学生サポートセンターに登録し、同機関が主催する留学生面談会に参加していること。
- ・卒業後の、就職活動を行うための在留資格「特定活動」の有効期間中は、就職が決まるまでの間、毎月 1 回は本学を訪問し、CDC および学生課に就職活動の状況について報告を行うこと。また本学からの、電話などでの連絡が取れる状況を確保しておくこと。

3. 在学中に日本国内での就職が決まった場合

日本で就職する際には、「技術・人文知識・国際業務」など就労が可能な在留資格に変更する必要があります。出入国在留管理局では、就労を開始する前年の 12 月より（3 月卒業の場合）変更申請を受付けていますので、内定先企業に相談し、早めに手続きを行ってください。詳しくは下記を参照してください。

◆法務省：在留資格変更許可申請（法務省トップページ＞申請・手続・相談窓口＞行政手続の案内＞出入国管理及び難民認定法関係手続）

<http://www.moj.go.jp/ONLINE/IMMIGRATION/16-2.html>

4. 日本の大学院に進学する場合

現在保有している、在留資格「留学」の有効期限が切れる前に、出入国在留管理局へ行き、在留期間の更新を行ってください。詳しくは下記を参照してください。

◆法務省：在留期間更新許可申請（法務省トップページ＞申請・手続・相談窓口＞行政手続の案内＞出入国管理及び難民認定法関係手続）

<http://www.moj.go.jp/ONLINE/IMMIGRATION/16-3.html>

※本学発行の成績証明書および卒業証明書（または卒業見込み証明書）が必要です。

5. 在学中または卒業後に就職先が内定し採用までの滞在を希望する場合（主に9月卒業者などが対象）
在学中に就職先が内定した方や、大学を卒業後の継続就職活動中に就職先が内定した方が、企業に採用されるまでの間日本に滞在することを希望される場合、一定の要件を満たせば、採用時期までの滞在を目的とした「特定活動」の在留資格への変更が認められ、日本に継続して滞在することが可能です。詳しくは下記 URL を参照してください。

- ・手続き及び必要書類について（下記ホームページにリンクがあります。）
- ・対象となる内定者について（対象および要件）
- ・資格外活動について

◆大学等の在学中又は卒業後に就職先が内定し採用までの滞在をご希望のみなさまへ
（出入国在留管理庁トップページ＞公表情報＞各種公表資料＞在留資格関係）

http://www.moj.go.jp/isa/publications/materials/nyuukokukanri07_00013.html

6. その他参考情報

（1）日本留学ネットワークメールマガジン

日本留学を目指す皆さん、現在留学中の皆さん、日本留学を終えた皆さんを対象に、役に立つ情報が発信されています。

◆日本学生支援機構 Japan Alumni eNews

（ホーム＞留学生支援＞日本への留学＞Japan Alumni eNews

https://www.jasso.go.jp/ryugaku/study_j/enews/index.html